

川水浄発第26号
令和8年2月5日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船津 由徳 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和5年12月26日執行の上下水道局（水道事業会計）定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（浄水課）

浄水課の物品管理において、川口市上下水道局物品管理要綱に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和7年12月8日付けで「令和7年度産業廃棄物収集運搬処理委託」を締結し、返納済の物品の処分を行い、川口市上下水道局物品管理要綱に則り適正に事務を執行した。

